担当課(総務課)

# 1 市民参加の手続 実施予定について

通称	木地区の字の区域と名称の変更	+ 18+ - 7	< メリット> ・区画整理事業で新たに幹線道路等を整備することに伴い、字の区域と名称の変更を行うことで、整備された区画をより明						
名称	TX沿線整備地区の字区域及び名称変更事業	市民等への影響	記に区分けし、またそれに伴い地番も整理されるため、所在が明確になる。 (デメリット> 字の区域と名称の変更で住所が変わることにより、登記簿所有者の住所欄や免許証等個人で登録した住所の書き換え )知り合いへの住所変更通知の必要が生じる。						
概要	木地区の土地区画整理事業により、新しく幹線道路等が整備され、当該地区の区画が変わり、地番が整理されることから、それに合わせた字の区域と名称の変更案を作成する。								

# (1)市民参加の対象事項について

市民参加	の対象事項に該当するもの(条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)				
	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更		(1)軽易なもの			
	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃		(2)緊急に行わなければならないもの			
	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更		(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの			
	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない	い詳しい理由			
	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更					
	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合					

## (2)市民参加の手法について(予定)

市民	市民参加の方法(条例第6条第1項)									
実施方法		実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由				
		審議会等	平成28年上半期	地区内自治会役員	行政区域制度審議会	(1)目的				
		パブリックコメント手続				審議会: 市の諮問に対する答申を得る。 - 意見交換会: 当該区域において字の区域及び名称の変更を行うことについて、住民への周知及び質疑応答				
複		意見交換会								
数		公聴会				【2)理由 【当該区域における字(あざ)の区域と名称の変更について概要を把握してもらうため、当該地区を区域としている自治会員				
施		政策提案制度		に対し、地元説明会を開催する。また要望のある各自治会については、個別に自治会説明会を行い、質疑応答から 住民の意見を聴取することとしたい。地元説明会及び自治会説明会で地元住民からあげられた意見を踏まえ、字の						
	•	その他	平成28年2月	地区内自治会役員		名称の変更案に関して意見をまとめていただくため、自治会の代表者と専門知識のある関係機関の職員で構成された行政区域制度審議会を開催する。				

# (3)市民参加のスケジュール(予定)

平成2	7年度	平成28年度									平成H29年度				
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月
	行政	区域制度審議会												(行政区均	或制度委員任期満了)
	地元説明名	<del>\$</del>													

### 2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容·理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
自治会説明会	平成29年4月1日	自治会から依頼がなかったため実施しなかった。			